

「愛知県デジタル写真情報管理情報基準(案)」比較表

ページ	記述内容	令和2年3月	平成24年3月	備考				
表紙		<u>令和2年3月</u>	<u>平成24年3月</u>					
2	1 適用	<p><u>1 「愛知県デジタル写真管理情報基準(案)」(以下「本基準」という。)は、<b>愛知県の土木、建築及び農林事業</b>(工事・測量・調査・地質・広報・設計)において<b>写真</b>の原本を電子データで提出する場合の属性情報等の標準仕様を定めたものである。</u></p> <p><u>2 <b>国土交通省又は農林水産省の定める次の基準及び要領(案)</b>(以下「国の要領・基準」という)に従うことを基本とし、本基準においては、これらとの相違点及び留意事項を定めるものとする。</u></p> <table border="1"> <tr> <td><u>土木(建設局及び都市整備局)</u> <u>建築(建築局)</u></td> <td><u>国土交通省</u> <u>デジタル写真管理情報基準</u> <u>(平成28年3月)</u></td> </tr> <tr> <td><u>農林(農業水産局及び農林基盤局)</u></td> <td><u>農林水産省</u> <u>電子化写真データの作成要領(案)</u> <u>(平成31年3月)</u></td> </tr> </table> <p>・<u>建築事業に関する留意事項</u> <u>国土交通省「建築設計業務等電子納品要領」及び「営繕工事電子納品要領」では、電子成果品とは別の電子媒体で写真を納品すると定められているが、愛知県では電子成果品に含めて納品することとしており、国土交通省「デジタル写真管理情報基準」を準用する。</u></p>	<u>土木(建設局及び都市整備局)</u> <u>建築(建築局)</u>	<u>国土交通省</u> <u>デジタル写真管理情報基準</u> <u>(平成28年3月)</u>	<u>農林(農業水産局及び農林基盤局)</u>	<u>農林水産省</u> <u>電子化写真データの作成要領(案)</u> <u>(平成31年3月)</u>	<p>「愛知県デジタル写真管理情報基準(案)」(以下「本基準」という。)は、<u>写真</u>(工事・測量・調査・地質・広報・設計)の原本を電子媒体で提出する場合の属性情報等の標準仕様を定めたものである。</p> <p>(追加)</p>	<p>愛知県のデジタル写真管理情報基準は、国の基準及び要領とほとんど同一のため、相違点を中心に規定することとし、その旨を明記。</p> <p>建築事業における本基準の扱いを明記。</p>
<u>土木(建設局及び都市整備局)</u> <u>建築(建築局)</u>	<u>国土交通省</u> <u>デジタル写真管理情報基準</u> <u>(平成28年3月)</u>							
<u>農林(農業水産局及び農林基盤局)</u>	<u>農林水産省</u> <u>電子化写真データの作成要領(案)</u> <u>(平成31年3月)</u>							

「愛知県デジタル写真情報管理情報基準(案)」比較表

ページ	記述内容	令和2年3月	平成24年3月	備考
2	2 フォルダ構成	<p><u>フォルダ構成は、国の要領・基準に従う。</u></p> <p><u>参考として、電子成果品における写真フォルダの構成を下に示す。</u></p>	<p><u>写真の原本を電子媒体で提出する場合のフォルダ構成は、以下のとおりとする。</u></p> <p><u>なお、「PHOTO」フォルダ以外のフォルダ構成については、電子納品等の運用を定めるガイドラインによる。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li><u>・「PHOTO」フォルダの直下に写真管理ファイルと「PIC」及び「DRA」のサブフォルダを置く。なお、DTD及びXSLファイルもこのフォルダに格納する。ただし、XSLファイルの格納は任意とする。</u></li> <li><u>・「PIC」とは、撮影した写真ファイルを格納するサブフォルダを示し、「DRA」とは、参考図ファイルを格納するサブフォルダを示す。</u></li> <li><u>・参考図とは、撮影位置、撮影状況等の説明に必要な撮影位置図、平面図、凡例図、構造図等である。</u></li> <li><u>・参考図がない場合は「DRA」サブフォルダは作成しなくてもよい。</u></li> <li><u>・フォルダ名称は半角英大文字とする。</u></li> <li><u>・写真フォルダ(PIC)及び参考図フォルダ(DRA)直下に直接対象ファイルを保存し、階層分けは行わない。</u></li> </ul>	<p>フォルダ構成は国基準と同じであり、簡潔な規定とした。</p>
3	3 写真管理項目	<p><u>写真管理フォルダ</u>に格納する写真管理ファイル(PHOTO.XML)に記入する写真管理項目は、表3-1に示すとおりである。</p>	<p><u>電子媒体</u>に格納する写真管理ファイル(PHOTO.XML)に記入する写真管理項目は表3-1に示すとおりである。<u>写真管理項目の記入方法については、付属資料4を参照すること。</u></p>	<p>情報共有システムによる電子納品が可能となるため表現を変更。付属資料4を削除したため、対応する部分を削除。</p>

「愛知県デジタル写真情報管理情報基準(案)」比較表

ページ	記述内容	令和2年3月		平成24年3月				備考
		分類	項目名	記入内容	データ表現	文字数	記入者	
		【新】表3-1 写真管理項目						
		基礎情報	写真フォルダ名	※1				
			参考図フォルダ名	※1				
			適用要領基準	※1				
		写真ファイル情報	シリアル番号	※1				
			写真ファイル名	※1				
			写真ファイル日本語名	※1				
			メディア番号	※1				
		写真情報※2	写真-大分類	※1				
			写真区分	※1				
			工種	【土木・農林】国の要領・基準に従う 【建築】工事の場合「当繕工事写真撮影要領」※3 撮影対象表における「工事種目又は分類」を記入する。工事でない場合は自由記入とする。	※1			
			種別	【土木・農林】国の要領・基準に従う 【建築】工事の場合「当繕工事写真撮影要領」※3 撮影対象表における「撮影項目」を記入する。工事でない場合は自由記入とする。	※1			
			細別	【土木・農林】国の要領・基準に従う 【建築】工事の場合「当繕工事写真撮影要領」※3 撮影対象表における「撮影対象」を記入する。工事でない場合は自由記入とする。	※1			
			写真タイトル	※1				
			工種区分予備	※1				
			付加情報※3	参考図ファイル名	※1			
				参考図ファイル日本語名	※1			
				参考図タイトル	※1			
		撮影情報	付加情報予備	※1				
			撮影箇所	※1				
			撮影年月日	※1				
			代表写真	※1				
			提出頻度写真	【土木】すべて「1」とする（「写真管理基準」には提出頻度の考え方がないため）。 【建築】すべて「0」とする（「当繕工事写真撮影要領」には、提出頻度の考え方がないため）。 【農林】国の要領に従う（すべて「0」）。	※1			
			施工管理値	※1				
			請負者説明文	※1				
			ソフトメーカー用 TAG	※1				

国基準と同一の項目は「※1」の表記とした。

建築は国基準がないため、工種、種別及び細別の記載方法を残した。旧基準の「写真の撮り方」は、後継の「当繕工事写真撮影要領」に変更。

提出頻度写真の記入方法に建築及び農林について記載を追加。

「愛知県デジタル写真情報管理情報基準(案)」比較表

ページ	記述内容	令和2年3月	平成24年3月	備考						
		【旧】表3-1 写真管理項目(1/2)		国基準と同一の項目は表記を削除し、国基準を参照することとした。						
		分類	項目名		記入内容	データ表現	文字数	記入者	必要度	
		基礎情報	写真フォルダ名		写真を格納するフォルダ名称	半角英大文字	9 固定	▲	◎	
			参考図フォルダ名		参考図を格納するフォルダ名称	半角英大文字	9 固定	▲	○	
			適用要領基準		適用した基準名称	全角文字 半角英数字	30	▲	◎	
		写真情報※	写真ファイル		シリアル番号	写真通し番号	半角数字	7	▲	◎
					写真ファイル名	写真ファイル名称を拡張子も含めて記入する	半角英数大文字	12 固定	▲	◎
					写真ファイル日本語名	写真ファイルに関する日本語名等を記入する	全角文字 半角英数字	127	□	△
					メディア番号	写真の含まれる電子媒体のメディア番号	半角数字	8	□	◎
			撮影工種区分		写真-大分類	写真を撮影した業務の種類	全角文字 半角英数字	8	□	◎
					写真区分	写真管理区分:着手前完成・施工状況・材料・安全・品質・出来形等	全角文字 半角英数字	127	□	○
					工種	【土木】新土木積算体系のレベル2 【建築】「写真の撮り方」フォルダ構成のサブフォルダ2 【農地】工事工種体系ツリーのB-1レベル	全角文字 半角英数字	127	□	○
			種別		【土木】新土木積算体系のレベル3 【建築】「写真の撮り方」フォルダ構成のサブフォルダ3 【農地】工事工種体系ツリーのB-2レベル	全角文字 半角英数字	127	□	○	
			細別		【土木】新土木積算体系のレベル4 【建築】「写真の撮り方」フォルダ構成のサブフォルダ4 【農地】工事工種体系ツリーのB-3レベル	全角文字 半角英数字	127	□	○	
			写真タイトル		写真の撮影内容(撮影項目、撮影時期)	全角文字 半角英数字	127	□	◎	
			工種区分予備	工事区分に関する予備項目(複数記入可)	全角文字 半角英数字	127	□	△		

「愛知県デジタル写真情報管理情報基準(案)」比較表

ページ	記述内容	令和2年3月	平成24年3月	備考					
		【旧】表3-1 写真管理項目(1/2)							
		分類	項目名	記入内容	データ表現	文字数	記入者	必要度	
		付加情報※	参考図ファイル名	撮影位置図、凡例図等の参考図面のファイル名	半角英数大文字	12	▲	◎	
			参考図ファイル日本語名	参考図ファイルに関する日本語名等を記入する	全角文字 半角英数字	127	□	○	
			参考図タイトル	参考図の内容が判るようなタイトル	全角文字 半角英数字	127	□	◎	
			付加情報予備	参考図等付加情報に関する予備項目	全角文字 半角英数字	127	□	△	
		写真情報※	撮影箇所	測点位置、撮影内容、位置図面上の記号等	全角文字 半角英数字	127	□	○	
			撮影年月日	写真を撮影した日付 CCYY-MM-DD方式(西暦年月日)で記入する	半角数字 -(HYPHEN-MINUS)	10固定	□	◎	
			代表写真	工事の全体概要や当該工事で重要となる写真	半角数字	1固定	□	◎	
			提出頻度写真	写真管理基準では提出頻度の考え方がないため、「1」を記入する	半角数字	1固定	□	◎	
			施工管理値	設計寸法及び実測寸法等	全角文字 半角英数字	127	□	○	
			請負者説明文	請負者側で写真につけるコメント	全角文字 半角英数字	127	□	△	
			ソフトウェア用 TAG	ソフトウェアメーカーが管理のために使用する (複数記入可)	全角文字 半角英数字	127	▲	△	

「愛知県デジタル写真情報管理情報基準(案)」比較表

ページ	記述内容	令和2年3月	平成24年3月	備考
		<p>※1: <u>網掛部分は、国の要領・基準に従う。</u></p> <p>※2: <u>複数ある場合にはこの項を必要な回数繰り返す。</u></p> <p>※3: <u>国土交通省 営繕工事写真撮影要領</u>  <u>(<a href="https://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild_tk4_00030.html">https://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild_tk4_00030.html</a>)</u></p>	<p><u>全角文字と半角英数字が混在している項目については、全角の文字数を示しており、半角英数字2文字で全角文字1文字に相当する。</u></p> <p><u>【記入者】</u></p> <p><u>□: 電子成果品作成者が記入する項目。</u></p> <p><u>▲: 電子成果品作成ソフト等が固定値を自動的に記入する項目。</u></p> <p><u>【必要度】</u></p> <p><u>◎: 必須記入。</u></p> <p><u>○: 条件付き必須記入。(データが分かる場合は必ず入力する)</u></p> <p><u>△: 任意記入。</u></p> <p>※複数ある場合にはこの項を必要な回数繰り返す。</p>	<p>国基準と同一の項目は「※1」の表記とした。</p> <p>建築工事写真の工種、種別及び細別に用いる「営繕工事写真撮影要領」の入手先を参考記載した。</p>
		(削除)	<p><u>【解説】</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li><u>・写真管理項目は、写真の電子データファイルを検索、参照するなど活用していくための属性項目である。</u></li> <li><u>・写真管理項目のデータ表現の定義は、「9.2 使用文字」に従う。</u></li> <li><u>・付属資料1に管理ファイルのDTD、付属資料2に管理ファイルのXML 記入例を示す。</u></li> <li><u>・「代表写真」の項目には、当該工事の概要が把握できる、または重要な写真である場合に「1」を記入する。代表写真でない場合は「0」を記入する。</u></li> <li><u>・写真管理基準※1には提出頻度の考え方がないため、「提出頻度写真」の項目には、全て「1」を記入する。</u></li> </ul> <p>※1 <u>農地林務関係にあつては農林水産省策定の電子化写真データの作成要領(案)による。</u></p>	<p>国基準と同一の記載事項は省略した。</p> <p>愛知県の運用方法については、表3-1に反映した。</p>

「愛知県デジタル写真情報管理情報基準(案)」比較表

ページ	記述内容	令和2年3月	平成24年3月	備考
4	4 ファイル形式	<p><u>ファイル形式は、国の要領・基準に従う。</u></p>	<p><u>ファイル形式は、以下のとおりとする。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• <u>写真管理ファイルのファイル形式はXML(*1)形式(XML1.0に準拠)とする。</u></li> <li>• <u>写真ファイルの記録形式はJPEGとし、圧縮率、撮影モードは監督職員と協議の上決定する。</u></li> <li>• <u>参考図ファイルの記録形式はJPEGもしくはTIFFとする。JPEGの圧縮率、撮影モードは監督職員と協議の上決定する。TIFFは図面が判読できる程度の解像度とする。</u></li> <li>• <u>写真管理ファイルのスタイルシートの作成は任意とするが、作成する場合はXSLに準じる。</u></li> </ul> <p><u>【解説】</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• <u>本基準「2フォルダ構成」に示したように、写真管理ファイルのファイル形式はXML形式とする。</u></li> <li>• <u>写真管理ファイルの閲覧性を高めるため、スタイルシートを用いてもよいが、XSLに準じて作成する。スタイルシートを作成した場合は、管理ファイルと同じ場所に格納する。</u></li> <li>• <u>参考図ファイルの記録方式は、監督職員の承諾を得た上で、JPEG、TIFF以外の形式とすることができる。</u></li> </ul>	<p>国基準と同一の規定のため省略し、国基準を参照することとした。</p>

「愛知県デジタル写真情報管理情報基準(案)」比較表

ページ	記述内容	令和2年3月	平成24年3月	備考
4	5 ファイル命名規則	<p><u>ファイル命名規則は、国の要領・基準に従う。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ファイル名・拡張子は、半角英数大文字とする。</li> <li>・ファイル名8文字以内、拡張子3文字以内とする。</li> <li>・写真管理ファイルは「PHOTO.XML」とし、写真管理ファイルのDTD(*2)は「PHOTO05.DTD」(05は版番号)とする。</li> <li>・写真管理ファイルのスタイルシートのファイル名は「PHOTO05.XSL」とする。</li> <li>・写真ファイルの命名規則は次図の通り。 (図は省略)</li> </ul> <p><u>【解説】</u>            ファイル名の文字数は、半角(1バイト文字)で8文字以内、拡張子3文字以内とする。ファイル名に使用する文字は、半角(1バイト文字)で、大文字のアルファベット「A～Z」、数字「0～9」、アンダースコア「_」とする。            オリジナルファイルの通し番号は、工事の経緯がわかるように日付昇順に付番することを基本とする。ファイル名は連番により、ファイルを区別することを基本とするが、欠番があっても構わない。</p>	<p>国基準と同一の規定のため省略し、国基準を参照することとした。</p>
4	6 写真編集等	<p>写真の信憑性を考慮し、写真編集は認めない。<u>ただし、仕様書等で認められた「デジタル工事写真の黒板情報電子化」に基づく黒板情報の電子的記入は、これに当たらない。</u></p>	<p>写真の信憑性を考慮し、写真編集は認めない。<u>デジタルカメラを用いて撮影・保存する際は、最低圧縮率(最高画質)(*3)で保存する。</u></p>	<p>デジタル工事写真の黒板情報電子化に関する例外を明記した。画質に関する事項は次項へ移動した。</p>



「愛知県デジタル写真情報管理情報基準(案)」比較表

ページ	記述内容	令和2年3月	平成24年3月	備考						
5	7 有効画素数	<p>有効画素数は、<u>国の要領・基準に従うことを原則とする。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>デジタル写真の有効画素数は、<u>国の要領・基準に従うことを基本とし、目的物及び黒板の文字等が確認できる範囲で抑える</u>（100万画素程度）。</li> <li>ただし、<u>目的物及び黒板の文字の確認に支障のある場合は、デジタルカメラの設定を最低圧縮率*（最高画質）とする。</u>表7-1に例を示す。 （表を省略）</li> </ul> <p><b>【圧縮率】</b>：デジタルカメラで撮像した画像ファイルを、画像処理回路によりデータ圧縮する場合の圧縮率。JPEG形式では、圧縮率を高くするほどファイルサイズが小さくなるが、画質は劣化する。</p>	<p>有効画素数は、<u>黒板の文字が確認できることを指標とする。</u></p> <p><b>【解説】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>有効画素数は、黒板の文字及び撮影対象が確認できる<u>ことを指標</u>（100万画素程度）として設定する。</li> <li>不要に有効画素数を大きくすると、<u>ファイル容量が大きくなり、電子媒体が複数枚になるとともに、操作性も低くなるので、表7-1を参考に適切な有効画素数を設定する。</u></li> </ul>	<p>表7-1に従うと国基準よりもファイル容量が大きくなる場合がある。</p> <p>国基準でも実効性に問題なく運用できているため、支障がなければ国基準を基本とした。</p> <p>なお、支障がある場合は従来通りの設定で撮影することで対処することとした。</p>						
5	8 撮影頻度	<p><u>工事写真の撮影頻度は、下表の基準類に示される撮影頻度に基づくものとする。</u></p> <table border="1"> <tr> <td>土木</td> <td>写真管理基準</td> </tr> <tr> <td>建築</td> <td>国土交通省 営繕工事写真撮影要領</td> </tr> <tr> <td>農林</td> <td>工事施工管理基準</td> </tr> </table>	土木	写真管理基準	建築	国土交通省 営繕工事写真撮影要領	農林	工事施工管理基準	<p><u>写真の原本を電子媒体で提出する場合は、写真管理基準*<sup>1</sup>に示される撮影頻度に基づくものとする。</u></p> <p>※1【農地】にあっては工事施工管理基準による。</p>	<p>工事写真の撮影頻度は各発注機関の定める施工管理等の基準に従うため、従うべき基準を明記した。</p>
土木	写真管理基準									
建築	国土交通省 営繕工事写真撮影要領									
農林	工事施工管理基準									
—	9 その他留意事項	<p>(削除)</p>	<p><u>9.1 ウイルス対策</u></p>	<p>愛知県電子納品運用ガイドラインの規定と重複するため削除</p>						
		<p>(削除)</p>	<p><u>9.2 使用文字</u> <u>9.3 基準の適用</u></p>	<p>国土交通省及び農林水産省の定める各要領・基準の規定と重複するため削除</p>						

「愛知県デジタル写真情報管理情報基準(案)」比較表

ページ	記述内容	令和2年3月	平成24年3月	備考																											
—	用語	(削除)	<p><u>【圧縮率】: (以下省略)</u></p> <p><u>表7-1 デジタルカメラの有効画素数と写真のファイル容量との関係 (参考例)</u></p> <p><u>(表を省略)</u></p>	分かりやすさのため、7有効画素数の項へ移動																											
6	付属資料 1 写真管理ファイルのDTD	国の要領・基準と同一である。	<u>(省略)</u>	国基準と同一の規定のため省略し、国基準を参照することとした。																											
6	付属資料 2 写真管理ファイルのXML 記入例	国の要領・基準を参考とすること。	<u>(省略)</u>	国基準と同一の規定のため省略し、国基準を参照することとした。																											
6	付属資料 3 国の要領・基準との相違点	<p><b>【新】</b>  <b>付属資料3 国の要領・基準との相違点</b>  <u>本基準における、国の要領・基準との相違点を下表に示す。</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th colspan="2">本基準における相違点</th> </tr> <tr> <th>国土交通省 デジタル写真管理情報基準</th> <th>農林水産省 電子化写真データの作成要領(案)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 適用</td> <td>建築を対象に追加</td> <td>(相違なし)</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">3 写真 管理 項目</td> <td>工種</td> <td>建築における記入方法を追記</td> </tr> <tr> <td>種別</td> <td>(相違なし)</td> </tr> <tr> <td>細別</td> <td>(相違なし)</td> </tr> <tr> <td>提出頻度写真</td> <td>建築は「0」に固定</td> <td>(相違なし)</td> </tr> <tr> <td>6 写真編集等</td> <td colspan="2">「デジタル工事写真の黒板情報電子化」に関する追記 (写真編集に当たらないことを明示)</td> </tr> <tr> <td>7 有効画素数</td> <td colspan="2">国の要領・基準に従うと、黒板文字が確認できないデジタルカメラは、最低圧縮率(最高画質)に設定することを指示</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td colspan="2">「9 その他留意事項」を省略 (他のガイドライン・要領と重複するため)</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>※建築事業における管理項目の記入方法と、デジタルカメラの設定を追加しているだけで、電子成果としてのデータ構成には相違がないため、国の要領・基準に準拠した電子納品支援ソフトウェア、電子納品チェックシステム等を利用して差し支えない。</u></p>		項目	本基準における相違点		国土交通省 デジタル写真管理情報基準	農林水産省 電子化写真データの作成要領(案)	1 適用	建築を対象に追加	(相違なし)	3 写真 管理 項目	工種	建築における記入方法を追記	種別	(相違なし)	細別	(相違なし)	提出頻度写真	建築は「0」に固定	(相違なし)	6 写真編集等	「デジタル工事写真の黒板情報電子化」に関する追記 (写真編集に当たらないことを明示)		7 有効画素数	国の要領・基準に従うと、黒板文字が確認できないデジタルカメラは、最低圧縮率(最高画質)に設定することを指示		その他	「9 その他留意事項」を省略 (他のガイドライン・要領と重複するため)		発注機関により、それぞれ国の要領・基準を参照する規定に改めたことに伴い、国と県の相違点を簡潔化した。
項目	本基準における相違点																														
	国土交通省 デジタル写真管理情報基準	農林水産省 電子化写真データの作成要領(案)																													
1 適用	建築を対象に追加	(相違なし)																													
3 写真 管理 項目	工種	建築における記入方法を追記																													
	種別	(相違なし)																													
	細別	(相違なし)																													
提出頻度写真	建築は「0」に固定	(相違なし)																													
6 写真編集等	「デジタル工事写真の黒板情報電子化」に関する追記 (写真編集に当たらないことを明示)																														
7 有効画素数	国の要領・基準に従うと、黒板文字が確認できないデジタルカメラは、最低圧縮率(最高画質)に設定することを指示																														
その他	「9 その他留意事項」を省略 (他のガイドライン・要領と重複するため)																														

「愛知県デジタル写真情報管理情報基準(案)」比較表

ページ	記述内容	令和2年3月	平成24年3月	備考																			
		<p><u>【旧】</u>  <b>付属資料3 国の基準との相違点</b>            本基準(案)は国土交通省策定の「デジタル写真管理情報基準」(平成22年9月)に基づいているが、以下の相違点がある。            業務管理ファイル、工事管理ファイルに記述する業務件名等、工事件名等の記述方法は、愛知県電子納品運用ガイドライン(案)に準拠することとする。</p> <p>(1)国土交通省策定の「デジタル写真管理情報基準」との相違点  <b>表付3-1 国土交通省策定の「デジタル写真管理情報基準」との対比表</b>            (本文について)</p> <table border="1" data-bbox="568 644 1771 1002"> <thead> <tr> <th>カテゴリー</th> <th>項目名</th> <th>愛知県デジタル写真管理情報基準(案)(平成24年3月)</th> <th>「デジタル写真管理情報基準」(平成22年9月):国土交通省</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 適用</td> <td></td> <td>愛知県デジタル写真管理情報基準(案)</td> <td>デジタル写真管理情報基準</td> </tr> <tr> <td>6 写真編集等</td> <td></td> <td>最低圧縮率での撮影・保存 を追加</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">9 その他留意事項</td> <td>9.1 ウイルス対策</td> <td>請負者</td> <td>受注者</td> </tr> <tr> <td>9.3 基準の適用</td> <td>記載されていない電子納品に関する事項は、各種要領に従うものとすることを追加</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2)農業水産局及び農林基盤局発注の委託業務及び工事について            以下の表付3-2の項目については、農林水産省策定の「電子化写真データの作成要領(案)」(平成23年3月)と対照できるよう、本基準(案)中に併記している。</p>	カテゴリー	項目名	愛知県デジタル写真管理情報基準(案)(平成24年3月)	「デジタル写真管理情報基準」(平成22年9月):国土交通省	1 適用		愛知県デジタル写真管理情報基準(案)	デジタル写真管理情報基準	6 写真編集等		最低圧縮率での撮影・保存 を追加	—	9 その他留意事項	9.1 ウイルス対策	請負者	受注者	9.3 基準の適用	記載されていない電子納品に関する事項は、各種要領に従うものとすることを追加	—		
カテゴリー	項目名	愛知県デジタル写真管理情報基準(案)(平成24年3月)	「デジタル写真管理情報基準」(平成22年9月):国土交通省																				
1 適用		愛知県デジタル写真管理情報基準(案)	デジタル写真管理情報基準																				
6 写真編集等		最低圧縮率での撮影・保存 を追加	—																				
9 その他留意事項	9.1 ウイルス対策	請負者	受注者																				
	9.3 基準の適用	記載されていない電子納品に関する事項は、各種要領に従うものとすることを追加	—																				

「愛知県デジタル写真情報管理情報基準(案)」比較表

ページ	記述内容	令和2年3月	平成24年3月	備考
		<b>表付 3-2 農林水産省策定の「電子化写真データの作成要領(案)」との対比表</b>		
		項目	愛知県デジタル写真管理情報基準(案) (平成24年3月)	「電子化写真データの作成要領(案)」(平成23年3月):農林水産省への読み替え
		適用	写真(工事・測量・調査・地質・広報・設計)	写真等(工事・測量・調査・設計等)
		撮影頻度の取扱い	写真管理基準	土木工事施工管理基準
		基準・要領名	・CAD製図基準(案)	・電子化図面データの作成要領(案)
			・デジタル写真管理情報基準	・電子化写真データの作成要領(案)
			・土木設計業務等の電子納品要領(案)	・設計業務等の電子納品要領(案)
			・工事施工管理基準	・土木工事施工管理基準
			・新土木工事積算体系	・工事工種体系ツリー
		<p>また、農林水産省策定の「電子化写真データの作成要領(案)」(平成23年3月)に準拠する必要がある場合は、本基準(案)の表現のうち表付3-3の項目について、読み替えにより運用を行う。</p>		
		<b>表付 3-3 農林水産省策定の「電子化写真データの作成要領(案)」からの読み替え表</b>		
		項目	愛知県デジタル写真管理情報基準(案) (平成24年3月)	「電子化写真データの作成要領(案)」(平成23年3月):農林水産省への読み替え
		用語	土木設計業務	設計業務
			成果品	成果物
		<b>(3) 建築関係の委託業務及び工事について</b>		
		<p>本基準(案)に規定のない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部策定の各基準・要領に準拠するほか、「工事写真の撮り方(改訂第二版)一建築編一」、「工事写真の撮り方(改訂第二版)一建築設備編一」による。本基準(案)の表現のうち表付3-4の項目については、読み替えにより運用を行う。</p>		
		<b>表付 3-4 国土交通省大臣官房官庁営繕部策定の各基準・要領との対比表</b>		
		項目	愛知県デジタル写真管理情報基準(案)(平成24年3月)	国土交通省大臣官房官庁営繕部策定の基準・要領への読み替え
		適用	写真(工事・測量・調査・地質・広報・設計)	写真等(工事・測量・地質調査等)
		基準・要領名	・CAD製図基準(案)	・建築CAD図面作成要領(案)
			・土木設計業務等の電子納品要領(案)	・建築設計業務等電子納品要領(案)
			・工事完成図書の電子納品等要領	・営繕工事電子納品要領(案)
			・新土木工事積算体系	・「写真の撮り方」のフォルダ構成

「愛知県デジタル写真情報管理情報基準(案)」比較表

ページ	記述内容	令和2年3月	平成24年3月	備考
—	付属資料 4 電子媒体による写真管理項目の記入方法について	(削除)	<u>(省略)</u>	国基準と同一の規定のため省略し、国基準を参照することとした。
—	付属資料 5 基準の適用にあたって	(削除)	<p><u>(1) 国土交通省策定の「デジタル写真管理情報基準」との相違点</u></p> <p>本基準は、国土交通省策定の「デジタル写真管理情報基準」(平成22年9月)に基づいているため、旧基準「愛知県デジタル写真管理情報基準(案) (平成21年10月版)」に準じた電子成果品作成ソフトを使用する場合、本基準に示す項目が記入できない場合がある。</p> <p>受発注者間の混乱を避けるため、写真のみを電子納品する場合も、電子成果品作成ソフトの対応状況を確認し、電子成果品を旧基準に準じて作成しないこと。</p> <p><u>(2) 建築関係の業務・工事への適用について</u></p> <p>「愛知県電子納品運用ガイドライン(案)」の2-3電子納品に関する要領・基準に示すとおり、建築関係の電子成果品の提出は、国土交通省策定の「建築設計業務等電子納品要領(案)」「当繕工事電子納品要領(案)」によることとなっているが、写真の成果品については、これら要領に規定されているフォルダ構成に従って提出することとなっていないため、本基準を適用することとする。</p> <p>写真管理項目の記入にあたっては、付属資料4に示す記入例を参照するとともに、「工事写真の撮り方(改訂第二版) 一建築編一」、「工事写真の撮り方(改訂第二版) 一建築設備編一」のフォルダ構成例に準じること。</p>	<p>(1)は、既に使用していない旧基準に関する記述のため削除</p> <p>(2)は「1 適用」の項に記載したため削除。</p>